

運輸安全マネジメントに係る情報の公開



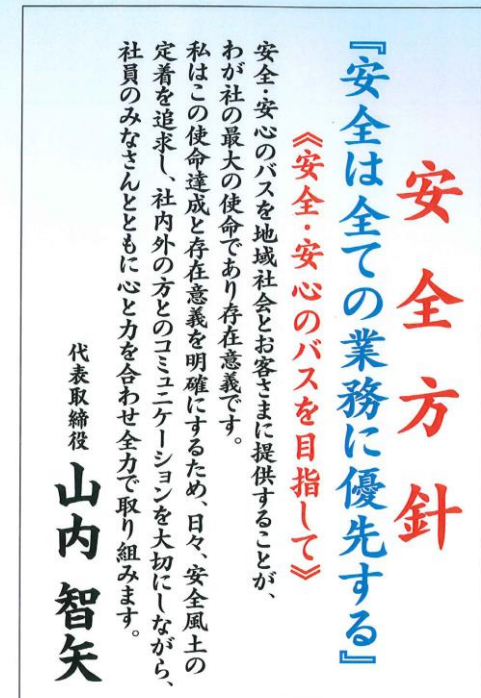
株式会社西武総合企画 2024年度

弊社におきましては、輸送の安全確保を最優先とし代表取締役をはじめ全役職員が一丸となって安全の向上に取り組んでいます。

安全方針「安全は全ての業務に優先する」

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 代表取締役は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。
また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し安全対策を常に見直すとともに、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表します。



2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況に関する統計

2023年度は、車外人身重大事故を1件発生させてしまいました。

A事故（人身事故及び損害額10万円以上の物損事故）は15件発生（内1件は車外人身重大事故）昨年度と比べて8件増加となり、A事故抑止目標件数を達成する事が出来ませんでした。また、B事故（損害額3万円以上10万円未満の物損事故）も6件発生し、昨年度と比べて2件の増加となりました。

	死亡事故	車内人身重大事故	車外人身重大事故	A事故	B事故	抑止目標有責事故総件数
2023年度抑止目標	0件	0件	0件	3件以下	5件以下	8件以下
発生状況	0件	0件	1件	15件	6件	21件

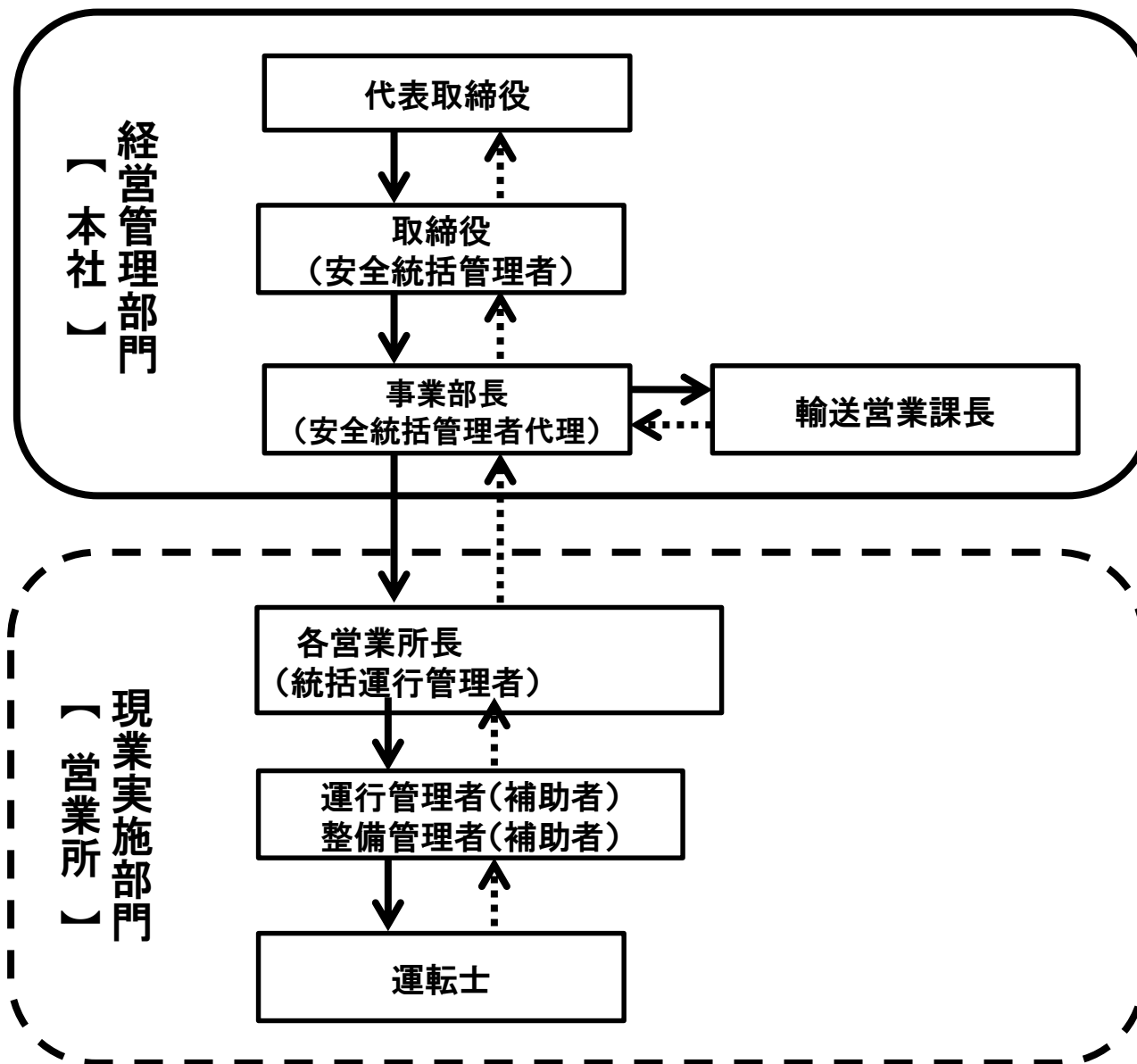
	死亡事故	車内人身重大事故	車外人身重大事故	A事故	B事故	抑止目標有責事故総件数
2024年度抑止目標	0件	0件	0件	10件以下	5件以下	15件以下

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故統計

（自動車事故報告規則により報告した事故）

	死亡事故	車内人身重大事故	車外人身重大事故
2023年度	0件	0件	1件

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統



5. 輸送の安全に関する重点施策（2023年度）

【2023年度に講じた施策】

○人身事故防止

・歩行者との事故防止【KEEP 3 8】

「歩行者の保護」として、道路交通法第38条に基づき横断者がいる場合、または横断歩道付近に歩行者がいる場合や対向車、駐停車車両の陰で横断者が確認できない場合は徐行または一時停止を実施する。

・自転車との事故防止

自転車の側方通過をする際は「安全な間隔2 m以上」「追従時の安全距離10 m以上」を保持する。

・車内人身事故防止

発車時は着席・降車確認を確実に言い「指差確認・ゆっくり発進」を励行する。

○交差点での事故防止

・交差点では進入速度を抑え、アクセルから足を離してブレーキに足を乗せる「構えブレーキ」を励行し、常に「かも知れない」の意識を持った予測運転（かも知れない運転）に徹する。

・信号機のある交差点では信号の変わり目をあらかじめ予測した「イエローストップ」を実施する。

・交差点右左折時は確実な確認ができる速度（10km/h程度）を創り繰り返し安全確認を行う。

・信号待ち等、停車時は必ずサイドブレーキを掛け安全対策を確実に言う。

○車内点検の徹底

- ・ 終点でのお客さま降車後や入庫時は必ず車内最後部まで移動して車内点検（確認）を実施する。（運転士実施事項）
- ・ 安全運転チェック表で一年を通して「車内点検の実施」という項目を設定し全運転士を対象に実施状況を確認する。（管理者実施事項）

○バック事故防止

- ・ バックマニュアル手順の徹底。
- ・ 「各所安全ルール」を守り、禁止場所での後退操作は絶対にしない。（させない）
- ・ ユーザー先構内や折り返し場、車庫等では全所員が協力し【バック誘導】を実施する。

○ユーザー先構内・駅ロータリーでの事故防止

- ・ 「各所安全ルール」を全所員に対し周知徹底し遵守する。
- ・ バス停発着時は一般車の動向に注意し、優先意識を持たずにゆとりある運転操作に徹する。また、狭隘箇所では速度を落とし、危険を感じたら必ず一時停止し無理な進行はしない。

6. 輸送の安全に関する重点施策（2024年度）

西武バスグループ事故防止統一基本方針《歩行者・自転車・バイク・他車を絶対最優先》

①基本動作の徹底「お客さまを守り、そして自分と家族を守るために」

・右左折時の一時停止の実施

交差点において、右左折時の横断歩道手前・交差点中央付近で一時停止を実施し、停止した状態で確実に安全確認を行い、見落としによる事故を防ぐ。

※ただし、次の場合は「1 m以内で停止できる速度」徐行（10 km/h以下）で交差点を通過。

（1）歩車分離 （2）矢印信号

・歩行者・自転車との事故防止

安全な距離、間隔の保持について、歩行者および自転車の側方通過時は安全な間隔【2 m以上】を保持する。

自転車に追従する場合は10 m以上の距離を保持する。交差点内・バス停付近では自転車は追い越さない。

直進路における横断歩道手前では道路交通法第38条に基づき、直前で停止できる速度（10 km/h以下）まで減速もしくは一時停止により、歩行者・自転車との事故を防止する。

・車内事故防止

①発進時の車内転倒事故防止

・発進時に「発車します、おつかまりください」と案内をしたうえで、「お客さまの着席」「つり革、手すりにつかまる」を確認・見届けてからゆっくり発進の実施（お客さまがバスの発進に備えられているか車内の着席確認）案内、着席確認、発進を区切って実施する。

②停車時の車内転倒事故防止

- ・ 停留所着車前に離席抑止案内「停まるまでそのままお待ちください」を行いゆっくり停車する。
- ・ 急ブレーキによる車内転倒事故を防止するため、速度を抑えアクセルオフから構えブレーキで交差点に接近し、信号機が黄色時には必ず止まる「イエローストップ」を徹底。

③ドア操作不適切による事故防止

ドア開閉はバスが完全に停車してからドアを開ける。ドアが完全に閉まったことを確認してから発車する。

- ・ 「完全停車」→車外の状況が安全→「ドア開け」→（お客さまの乗降を見届け）→パイロットランプ確認→案内後、「ドア閉め」を行い、ドア操作不適切による事故を防ぐ。ドアスイッチ操作中は、ドアから目を離さない。※閉まりかけたドアをすぐ開けられるよう、完全に閉まるまでドアスイッチに手を添えておく。

②速度の抑止

法定速度上限60km/hの一般道路での最高速度上限を50km/h以下とする。

※その他道路については法定速度上限を遵守する。

③車内点検の徹底

- ・ 終点でのお客さま降車後や入庫時は必ず車内最後部まで移動して車内点検（確認）を実施する。（運転士実施事項）
- ・ 安全運転チェック表で一年を通して「車内点検の実施」という項目を設定し全運転士を対象に実施状況を確認する。（管理者実施事項）

④バックマニュアル手順6項目の完全実施

- ①完全に停止してからハザードランプを点灯
- ②バックギアに入れる
- ③バックアイを指差確認
- ④左右のミラーで後方側面の確認
- ⑤MT車→半クラッチでゆっくり後退
AT車→ブレーキペダルのみで速度調整
- ⑥駐車枠の手前1～2mで一度止まる

⑤健康起因の事故防止

脳MRI診断の実施

- ・脳MRI健診を2024年度（2024年4月1日～2025年3月31日）に50歳、53歳、56歳、59歳、62歳、65歳・68歳・71歳になる運転士、事務員を対象に実施。

睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査の実施

- ・SASスクリーニング検査を運転士を対象に実施。（2024年度対象は狭山・川越営業所）

心疾患スクリーニング検査の実施

- ・心疾患スクリーニング検査を2024年度（2024年4月1日～2025年3月31日）35歳以上となる全従業員に実施。

眼底検査の実施

- ・春の健康診断時に40歳以上の全従業員に対して実施。

受診勧奨者への追跡指導

- ・健康診断結果にて受診勧奨となった運転士に対して速やかに受診させ、追跡指導を毎月実施する。
- ・点呼時に点呼モニターに各運転士の疾病状況を反映させ運行管理者が確実に運転士の疾病状態を把握出来るよう改修して運用。

その他取り組み計画

①本社・営業所におけるコミュニケーション強化について

- ・役員をはじめ、本社員が各営業所に赴き、乗務員・事務員とのコミュニケーションを積極的に実施し、意見交換を行う。

②基本動作の定着度の検証および営業所教育の積極的支援

- ・営業所員、本社員の行う添乗調査において、基本動作の定着度を確認検証し、事故防止に繋げる。また事故惹起者等における営業所指導において、本社員の積極的支援を行う。

7. 2023年度 輸送の安全に関する計画及び実施結果

国土交通省告示1676号に従い、計画的、継続的に輸送の安全を確保するため、必要な指導・教育を全運転士及び運行管理者（補助者）・整備管理者（補助者）に実施しました。

(1) 安全風土構築に向けた取り組み

①安全方針（代表取締役コミットメント）の継続

各種会議・研修・点呼立会等で継続してコミットメントを発信し、安全に関する情報共有を実施しました。

②役員・本社員による職場巡視

役員及び本社員が運動実施期間を中心に各営業所にて点呼立会・街頭立会・事務所会議等へ出席しました。

③各種安全運動の取り組み

事前の計画及び終了後の実施結果について本社で検証を行い、所長会議・事故防止対策委員会で、各営業所に情報共有を行いました。

実施時期	運動名	実施時期	運動名
5月	春の全国交通安全運動	9月	秋の全国交通安全運動
6月	グループビジョン実践運動	10月	エコドライブ推進運動
7月	車内事故防止キャンペーン	11月	グループビジョン実践運動
8月	夏季の輸送安全総点検	12月～1月	年末年始自動車輸送安全総点検

④酒気帯び出勤の撲滅に向けた面談の実施

4月・7～8月・12月に面談を実施。酒気帯び出勤は発生しませんでした。

⑤私物携帯電話等の持ち込み防止策

私物スマートフォン持ち込み案件が1件発生してしまいました。

再発防止として、「スマートフォン等の持ち出し禁止確認簿」を作成し、全運転士に記録させると共に運行管理者はその確認と、点検車両の回収業務時でも点呼記録を残す対策を行いました。

⑥健康起因の事故防止

脳MRI・SAS・心疾患スクリーニング、眼底検査を実施し、健康起因による事故の発生はありませんでした。

⑦事故情報の共有化

事故防止対策委員会での事故情報共有以外にも事故発生時は通達と合わせてドライブレコーダー映像を各営業所と共有し所属員へ周知して事故の未然防止に活用しました。

⑧ヒヤリ・ハット情報の収集と共有

ヒヤリ・ハット情報の収集を強化し、年間154件の情報を収集致しました。また、その情報を水平展開して事故の未然防止に役立てました。

⑨ドライブレコーダー映像の活用

2ヵ月に1回全運転士を対象にドライブレコーダーで私物携帯電話の持ち込み確認および各月毎に指定項目を設けて安全運転チェックを行い、必要に応じて面談を実施しました。

⑩安全運転コンクールの参加

表彰チーム達成率90%の達成を目標としましたが、結果は67.7%で未達成でした。

(2) 安全に向けた教育、訓練

①班別業務研修会

2023年度全4回に分けて実施し、全所員が受講しました。

また、営業所で追加カリキュラムを入れ必要に応じて内容を充実させました。

②一般運転士研修

安全意識の向上および会社の方針、現状理解などを目的とした研修を実施しました。

③適性診断の受診とカウンセリング

計画に則り、適性診断の受診を実施しました。

④入社1年運転士研修

新入社員として入社後の運転行動について振り返りと今後の安全運行に向けた研修を実施しました。

⑤指導乗務員研修

8月～9月に実技と座学の研修、3月に座学に特化した研修を実施しました。

⑥事故惹起者教育

A事故惹起者に対し、再発防止に向けた研修を実施しました。

⑦高齢運転士に対する教育

65歳からの適齢診断を計画的に受診し、カウンセラーによる加齢に伴う身体機能に応じた運転行動の理解を深める為の面談を実施しました。

⑧新入運転士研修

本社研修を4日間実施後に技量に応じた運転訓練を教習車を使用して実施しました。

⑨運行管理者・整備管理者研修

安全意識の向上と事故の要因分析力、車両の知識、コミュニケーション能力向上などを主とした研修を実施しました。

(3) 安全に関する設備投資

- (1) バス車内置き去り防止システムの導入
- (2) EDSS（ドライバー異常時対応システム）搭載車両の導入
- (3) 健康管理システムの導入（キントーン）

8. 安全に関する内部監査

【2023年度 内部監査の実施状況】

○西武総合企画 本社による現業適合性監査

監査期間：2023年11月14日～2024年1月17日

監査項目：各営業所の関係法令、法定帳票類、社内規程等の遵守状況の確認

9. 行政処分の状況

行政処分はありませんでした。

10. 安全統括管理者

取締役 大畑 英樹（2022年6月～）

11. 安全管理規程

安全管理規程は、当社ホームページ掲載の通りです。

12. 事故・災害等に関する報告連絡体制

事故発生時に於ける連絡指揮系統図

